

# 簡易専用水道の管理状況票

施設の名称 \_\_\_\_\_

検査年月日 \_\_\_\_\_

年 月 日

建築物環境衛生管理技術者氏名 \_\_\_\_\_

記入責任者氏名 \_\_\_\_\_

資格取得番号 第 \_\_\_\_\_ 号

[判定：適＝○、不適＝×]

検査事項	判定基準	判定					
		受水槽	検査機関 記入欄	高置水槽	検査機関 記入欄		
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	良・否		31	良・否	
	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	良・否		32	良・否	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	良・否		33	良・否	
2. 水槽本体の状態	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	良・否		34	良・否	
	亀裂、漏水箇所がないこと。	5	良・否		35	良・否	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	良・否		36	良・否	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	良・否		37	良・否	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	良・否		38	良・否	
	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	良・否		39	良・否	
	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	良・否		40	良・否	
4. 水槽内部の状態	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	良・否		41	良・否	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	良・否		42	良・否	
	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	良・否		43	良・否	
	当該設備以外の配管設備が設備されていないこと。	14	良・否		44	良・否	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	良・否		45	良・否	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	良・否		46	良・否	
5. マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	良・否		47	良・否	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	良・否		48	良・否	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	良・否		49	良・否	
6. オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	良・否		50	良・否	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	21	良・否		51	良・否	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	良・否		52	良・否	
	管端部と排水管流入口等とは直接連結されていないこと。	23	良・否		53	良・否	
	管端部と排水管流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	24	良・否		54	良・否	
7. 通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	25	良・否		55	良・否	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	26	良・否		56	良・否	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27	良・否		57	良・否	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28	良・否		58	良・否	
8. 水抜管の状態	管端部と排水管流入口等とは直接連結されていないこと。	29	良・否		59	良・否	
	管端部と排水管流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	30	良・否		60	良・否	
9. 給水管等の状態	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。				61	良・否	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。				62	良・否	

## 2. 水質検査

検査事項	判定基準	判定		
10. 臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	63	良・否	
11. 味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	64	良・否	
12. 色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	65	良・否	
13. 色度	5度以下であること。	66	良・否	
14. 濁度	2度以下であること。	67	良・否	
15. 残留塩素	検出されること。	68	良・否	
色度測定値	度	濁度測定値	度	残留塩素測定値
				mg/l

## 3. 書類検査

検査事項	判定基準	判定		
16. 書類の整備 保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	69	良・否	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図が整理保存されていること。	70	良・否	
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	71	良・否	
	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	72	良・否	

## 特記事項

## 備考

1. 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理状況について記入してください。
2. 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞いてください。
3. 項目10～15の水質検査は、書類記入当日、末端給水栓にて実施してください。

提出書類は下記の通りです。（4及び5についての判定はしませんが、実施状況を検査結果書に記載します。）

- 1) 簡易専用水道検査依頼書
- 2) 簡易専用水道管理状況票
- 3) 最近の貯水槽清掃記録の写し
- 4) 残留塩素測定記録（最近の3ヶ月間）の写し
- 5) 最近1年間の水質検査結果の写し
  - 省略試験 1 1 項目
  - ビル管試験 1 6 項目
  - 消毒副生成物 1 2 項目